 医療法人タピック  
沖縄リハビリテーションセンター病院

# 入院のご案内





# 目 次

★ 回復期リハビリテーション病棟のご案内	1 ページ
★ 入院について	2 ページ
1. 入院の手続きについて	3 ページ
2. 入院生活に必要なもの	3 ページ
3. 入院生活について	4 ページ
4. 衣服について	4 ページ
5. 入浴について	4 ページ
6. 散髪について	5 ページ
7. 外出外泊について	5 ページ
8. ルーム移動について	5 ページ
9. 郵便物の取扱いについて	5 ページ
10. 避難について	5 ページ
11. 病室前のお名前表示について	6 ページ
12. ご意見箱の設置について	6 ページ
13. 入院中の他医療機関への受診について	6 ページ
14. 転倒の可能性について	7 ページ
15. 相談（医療ソーシャルワーカー）	7 ページ
★ ご入院に際しての注意事項	8 ページ
1. お見舞い、面会	8 ページ
2. ご家族の付き添い	8 ページ
3. 医師との面談	8 ページ
4. 各種書類	8 ページ
5. 電話の取次ぎ	9 ページ
6. 食べ物に関すること	9 ページ
7. 火気厳禁	9 ページ
8. 禁煙について	9 ページ
9. 飲酒について	10 ページ
10. 電化製品持ち込みについて	10 ページ
11. 病院内での撮影・録音等の禁止について	10 ページ
★ 入院費について	11 ページ
1. 高額医療費について	12～13 ページ
2. 入院時食事のご負担について	14 ページ
3. 光熱水費のご負担について	15 ページ
4. 病衣について、退院について、その他	16 ページ
5. 保険証の提示について	17 ページ
★ 患者の権利、職員の倫理	18 ページ
1. 個人情報保護について	18 ページ
2. 職業倫理指針	19 ページ
3. 患者さんの権利・患者さんの責務	20 ページ
4. 医療法人タピック（TAPIC）の理念	21 ページ

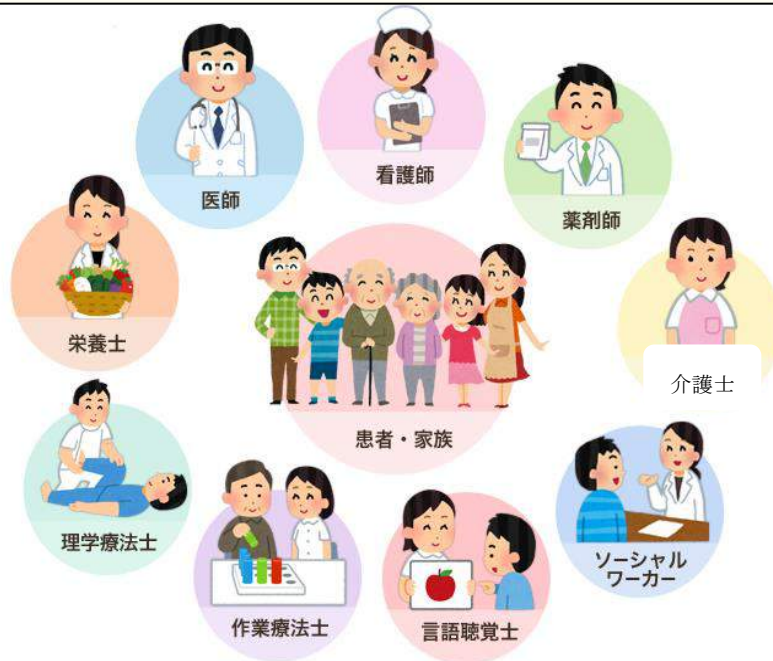
# 回復期リハビリテーション病棟のご案内

回復期リハビリテーション病棟は、病気・障がい等により日常生活が困難になった方々を対象に、その方の状態に合わせたリハビリテーションを行い「寝たきりの予防」「生活動作の向上」「家庭・社会復帰の実現」をめざす病棟です。

目標実現のために当院では、次の3つの視点を大切にしています。

## 《 ホール体制によるチーム医療の提供 》

医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・ソーシャルワーカー・介護士・栄養士・薬剤師等の他職種連携により、高水準のリハビリテーションを主とした専門医療の提供と心温かいホスピタリティの提供に努め、患者様の人生の再構築と幸せを追求します。



## 《 ひとり一人に合わせた、365日提供のリハビリテーションを実施 》

入院時に患者様の状態に合わせたリハビリテーションプログラムを作成し、患者様、ご家族様、職員が目標をひとつにリハビリテーションを実施します。また、定期的（月1回）に、患者様、ご家族様との話し合いの場をつくり、回復に向けて支援を進めます。

## 《 入院生活そのものが退院に向けたリハビリテーション 》

チームアプローチを軸に、リハビリテーション室だけでなく、入院生活の場すべてでリハビリを行います。（リハビリテーション室で一生懸命にリハビリをしても、病室で寝て過ごしては回復が遅れます。病棟では、患者様各々のレベルに合わせた生活の援助を行い、一日も早い退院をめざします。）

## ＜心がけている支援＞

- ※ 食事は離床し、患者様同士の交流も兼ね、食堂（デイルーム）で行います。
- ※ 「自分で食べる」ための援助を行います。
- ※ 「トイレでの排泄」を目指して援助をします。
- ※ 「昼間は日中着」で過ごせるよう援助します。
- ※ 洗面や歯磨きなど、「身だしなみを整える」援助をします。
- ※ 食堂（デイルーム）、トイレ、洗面所への移動は、できるだけ「歩いて」いけるよう援助をします。
- ※ できるだけ早い段階から車いすをはずし、日常生活の中の移動場所で歩行練習を行っています。

## ＜在宅復帰に向けた家屋調査の実施＞

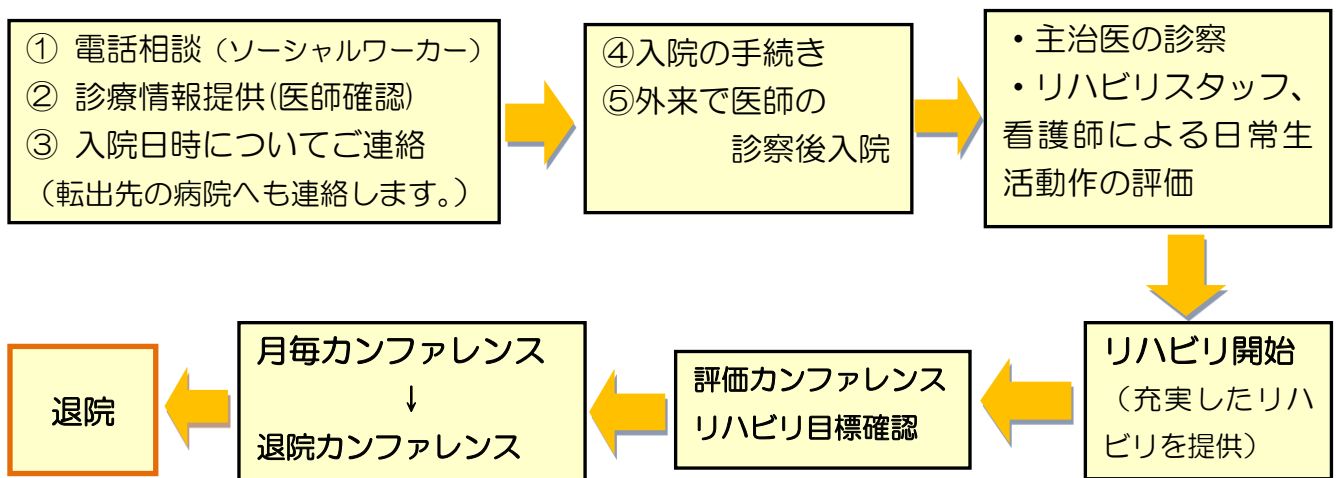
### ※入院時訪問、退院前訪問

必要に応じて、家庭訪問を行い、玄関やトイレ・風呂場など家屋状況を確認します。患者様の能力に合わせた、安全で生活しやすい環境、また介護されるご家族様の負担も考えたアドバイスを行います。

## 入院について

### （入院の手続き・入院中の生活）

### 入院から退院までの流れ



## 1. 入院の手続きについて



### 入院手続きの際にご用意していただくもの

- 健康保険証
- 限度額認定証（発行されている方）
- 各種の医療受給者証（介護保険証、身体障害者手帳、特定疾患受給者証等）
- 印鑑（訓練のための外出・外泊の際にも必要となります）
- 入院契約書（保証人の内1名は別世帯（身元が確実）で支払い能力のある方）
- 私服レンタルプラン同意書、おむつ・食事用エプロン料金の支払同意書
- 入院患者様の個人情報取扱い及び臨床実習へのご協力について
- 他院CD画像の返却証明書（情報提供用画像CD等お持ちの方のみ）
- 当院の診察券（お持ちの方のみ）

※「入院契約書」「私服レンタルプラン同意書・おむつ・食事用エプロン料金の支払い同意書」「入院患者様の個人情報取扱い及び臨床実習へのご協力について」等を記入し、入院当日に医事課受付へご提出をお願いします。

手続き等が終わりましたら**外来にて医師の診察を行い**、看護師が病棟までご案内いたします。

### 入院生活に必要なもの

- 洗面用具一式（歯ブラシ・歯磨き・ひげそり・ブラシ（必要な方）・コップ）
- フェイスタオル、バスタオル（数日分）
- コップ（洗面用とは別に湯飲み用をご用意ください）
- 私服（運動が行いやすいもの）
- パジャマ
- 下着類数日分、おむつ（必要時）
- 動きやすい履物（リハビリにあったものをご用意ください）
- ティッシュペーパー
- 洗濯物入れ（カゴなど）と入浴時の着替えを入れる袋（エコバック等）
- 義歯を使用されている方は義歯入れ（蓋付き）
- 現在、使用中のお薬（飲み薬、貼り薬、塗り薬、目薬、インスリン注射薬など）全てをご持参ください。（お持ちの方は、お薬手帳、お薬説明書なども）
- 病室にはテレビ・冷蔵庫が備え付けられています（有料）  
テレビをご利用する際は、イヤホンをご準備してください。



（テレビカード、イヤホンは販売機でご購入できます）

\*持ちものには、必ずフルネームで氏名を記入してください

\*ハサミ、果物ナイフなどの危険物の持ち込みはご遠慮ください。

\*貴重品や不必要品は持ち込まないで下さい。万一紛失しても病院は責任を負いかねます。

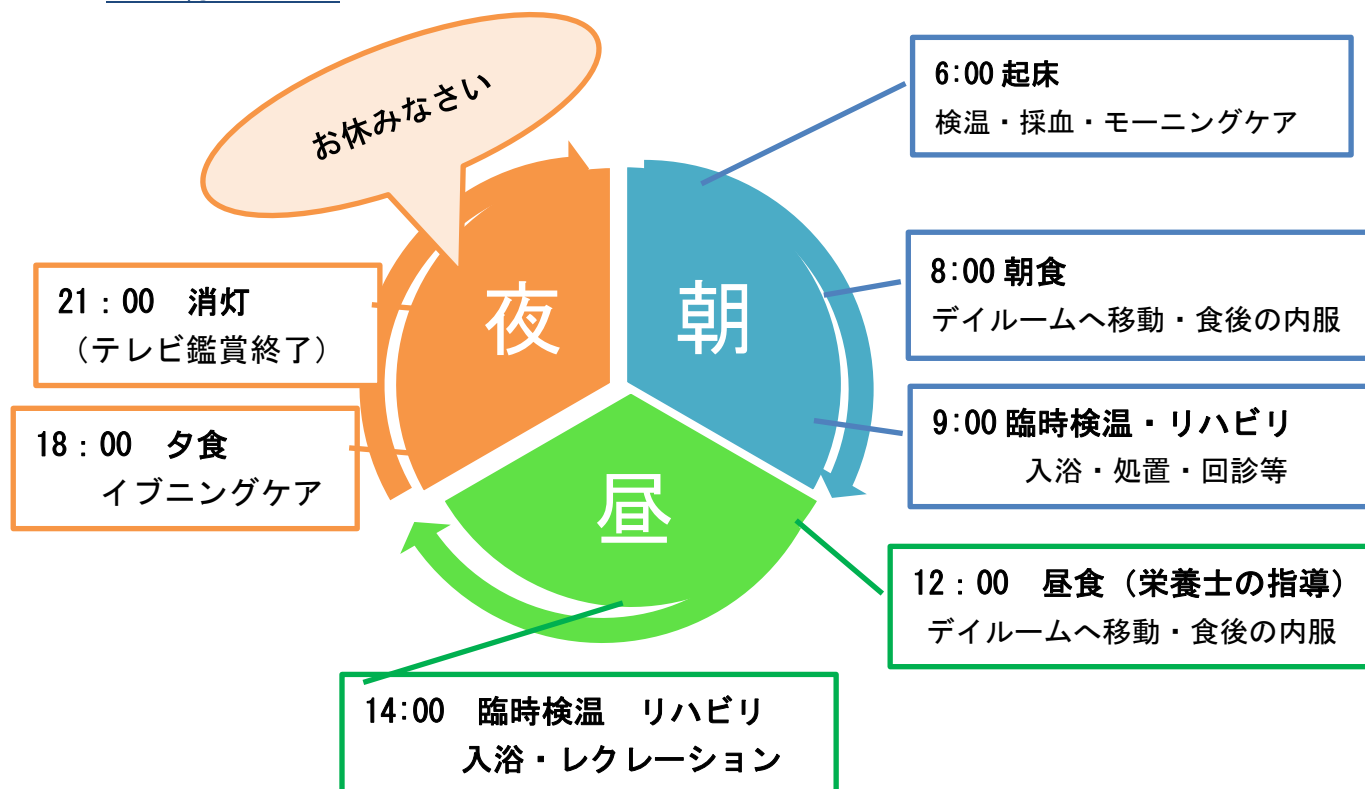
★手術を受ける方に必要な持ち物は、看護師から直接ご説明いたします。

★病室の状況によっては男女混合部屋になる場合がございます。予めご了承ください。



## 2. 入院生活について

### 患者様の1日



### 衣服について

★当院では、日常生活への復帰を目指しています。そのため、生活にメリハリをつけていただくよう病衣は使用せず、「完全私服」となっております。

洗濯などのご協力とご理解を頂けますようお願い申し上げます。

★洗濯干し場がない為、自宅に持ち帰るか、病棟用の乾燥機（有料）をご利用下さい。

★自宅等での洗濯が困難な方にはクリーニング業者の紹介も行っています。

金武クリーニングサービス 098-983-2268

料金については直接お問い合わせください。



### 入浴について

★基本的に週3回です。

※自分で入られる方、ご家族様のご協力がある方は、その限りではありません。

※病状によっては毎日入浴の方もいます。

※着替え・バスタオル等は、その都度補充をよろしくお願いします。

※入浴時間：自立の方 9:00~19:00、介助が必要な方：9:00~16:00

## 散髪について



★毎月各病棟に散髪屋さんが来ます。ご希望の方は直接散髪屋さんにお問い合わせください。  
尚、料金については、**当日散髪屋さんへのお支払となります。**

＜散髪屋＞担当：伊盛さん（TEL：070-5272-5957）

料金については直接お問い合わせください。

## 外出・外泊について

★自宅退院に向けて、外出・外泊をしていただくことがあります。

★**外出・外泊時は医師の許可が必要**なので、「外出・外泊許可願用紙」に記入して許可をもらって下さい。

★外泊時、必要によっては自宅での生活状況について、外泊チェック表への記入をお願いすることがあります。その際は、外泊チェック表への記入を行い看護師へ渡して下さい。

## ルーム移動について

★患者様の病状の変化やその他の事情により、入院中お部屋を移動していただくことがあります

## 郵便物の取扱いについて

★患者様の郵便物は病室までお届けいたします。

★郵便物の宛先には「病棟、病室、患者名」をお書きください。

★退院後に届いた郵便物は、入院時にお伺いしている住所に転送（着払い）いたします。

★書留郵便物及び小包等は、病棟を通じてご連絡いたしますので、印鑑をご持参のうえ、本館 3F 管理室にてお受け取りください。

※詳しくはスタッフステーションへお尋ねください

## 避難について

### ★ 非常時の避難

- (1) 火災、震災、風水害など非常事態の発生時には、まず院内放送で現在の状況や避難経路・避難方法などをお知らせしますので、院内放送にご注意下さい。
- (2) 非常時においては職員が避難誘導しますので、ご自分で避難できる方は職員の指示に従って避難されるようお願い致します。
- (3) 非常口へは、タオル等で口や鼻を押さえ、姿勢を低くして避難して下さい。
- (4) **非常口・避難経路については、各フロア・病室に掲示してありますので必ずご確認ください。**



## 病室前のお名前表示について

- ★ 入院時に記載して頂く「入院患者様の個人情報取扱い及び臨床実習へのご協力について」において、患者様のご意向に沿って対応させていただきます。

## ゴミ箱について



- ★各病棟の食堂（デイルーム）に可燃物入れと不燃物入れを置いております。病室内には、可燃物入れのゴミ箱を置いておりますので、ご利用ください。定期的に係の者が回収します。
- ※ご不明な点等がございましたらスタッフステーションへお尋ねください。

## ご意見箱の設置について

- ★各病棟（エレベーターホール）にご意見箱を設置しております。当院をご利用頂いている患者様、ご家族・ご面会の方々お気づきになられたことやご意見がございましたらお寄せ下さい。

## その他連絡事項

- ★お忘れ物は、各病棟で一旦お預かりしますが、1週間以内にお受け取り下さい。（期間が過ぎたものは処分いたします）

## 3. 入院中の他医療機関への受診について

入院中に他医療機関（病院・クリニック）を受診される場合は、必ず医師又は看護師へご相談ください。

基本的にお薬は、全て当院にて処方いたします。ただし、医師又は看護師の指示のもと、ご家族さまが患者様の代わりに他の医療機関（病院）へお薬を取りに行かれる場合は、各病棟のスタッフステーション（事務担当者）へお声掛けください。

- (1) 各病棟で紹介状（診療情報提供書）を提供いたしますので受診先（病院）へご提出下さい。受診先の医療機関へ診療情報提供書を提出しなかったことによる治療上のトラブルについては、責任を負いかねます。
- (2) 受診後の請求書または領収書は各病棟のスタッフステーション（事務担当者）へご提出下さい。
- (3) 外出・外泊中の急な受診の際は、病院へ電話連絡をお願いします。

電話番号：098-982-1777（代表）

平日 8:30~18:00

土曜日 8:30~12:30

上記の時間以外は、各病棟（直通）へご連絡下さい。

- ※当院入院中に許可なく他医療機関を受診した場合は、「全額患者様負担」となりますので、各病棟のスタッフステーション（事務担当者）へご相談ください。

## 4. 転倒の可能性について

★ 当院では、患者様の生活の自立に向けて職員一同積極的に取り組んでおります。しかし、患者様が認知障害を有する場合には、転倒の危険性が高まります。また、患者様の行動レベルが向上するにしたがって、逆に転倒の危険性が増えることがあります。その際、当院の明らかな過失による事故以外に関しましては、保証の限りではございませんので、ご理解いただけますようお願い致します。

## 5. 相談（医療ソーシャルワーカー）

★当院には各病棟に医療ソーシャルワーカー（相談員）がおります。医療ソーシャルワーカーは、病気やケガがもとに起こる患者様のさまざまな、ご相談事に社会福祉の立場から援助していくスタッフです。内容によって医師や看護師、リハビリスタッフなどと相談し、必要に応じて地域の関係機関や専門の相談機関をご紹介します。

例えばこんなとき・・・

- ① 介護保険や障害福祉サービスの利用について
- ② 医療費や生活費のことが心配
- ③ 退院後の生活について
- ④ 施設入所について
- ⑤ 療養生活上のご意見・苦情受け付け等  
（各階に「意見箱」を設置しており、  
投書によりご意見・ご要望も受け付けています）
- ⑥ 医療安全について（専門の担当者がおります）



\* 相談内容について、秘密は厳守いたします。  
各病棟担当の医療ソーシャルワーカーへ  
お気軽にご相談下さい。

## ご入院に際しての注意事項

ご入院中は、次のことを守っていただきます。万一違反された場合は退院していただくこともございます。

### 1. お見舞い・面会

お見舞い・面会の方は本館 1 階総合受付にお声かけください。

尚、個人情報保護の観点から患者様が入院されているかどうかのお問い合わせについては、入院時に記載して頂く「入院患者様の個人情報取扱い及び臨床実習へのご協力について」に沿ってお答えさせていただきます。

#### ① 面会時間

午前9：00 ～ 午後8：00迄

#### ② お手続き

面会の際はスタッフステーションにお立ち寄り頂き、面会台帳へお名前を記入後、病室への案内となります

#### ③ 感染予防のため、入室前に手洗いをお願いします。(インフルエンザ等の発生時期にはマスクの着用を義務付けています)

#### ④ 同室の方へご配慮

面会はできるだけ、各病棟のデイルームをご利用ください

#### ⑤ リハビリや食事、入浴等で部屋を離れることが多いことから、貴重品や現金はできるだけ、お持ち込みにならないようお願いいたします。万一紛失しても病院は責任を負いかねます。

### 2. ご家族の付き添い

当院では付き添いは原則として必要ありません。ご家族の付き添いを希望される場合は医師又は病棟マネージャーへご相談ください。

### 3. 医師との面談

担当医師との面談は、ご希望の日時や相談内容等、看護師まで申し出てください。

### 4. 各種書類

診断書、保険・医療費の証明書等が必要な方は、各病棟の事務担当者までお申し出ください。

★ 直接医師への書類のお預けはご遠慮くださいますようお願いいたします。

## 5. 電話の取次ぎ

電話の取り次ぎは急用以外、ご遠慮ください。

夜間及び土曜午後・日曜・祝祭日の電話連絡は、下記の直通番号へおかけ下さい。

新館2階病棟（はいさいホール）	098-982-1782
新館3階病棟（ゆいんちホール）	098-982-1781
新館4階病棟（ちゅうみホール）	098-982-1783
新館5階病棟（ていーだホール）	098-982-1784



## 6. 食べ物に関すること

- ① 入院中、患者様は医師の指示により栄養士が献立した治療食（高血圧食や糖尿病食など）を摂っていただいております。病院でお出しする以外の食べ物（差し入れや持ち込み）につきましては、医師・看護師・栄養士へご相談ください。また、他の患者様への差し入れもご遠慮下さい。
- ② 食事を欠食する場合、届出が必要です。  
欠食の届出は、下記の時間までに病棟看護師へご提出下さい。

朝食：前日の 17:30 まで  
昼食：当日の 10:30 まで  
夕食：当日の 16:30 まで

- ③ 患者様のご都合（外出・外泊・体調不良等）による欠食についても上記のとおり届出が必要です。なお、上記の時間内に届出がない場合、患者様負担として請求させていただきますので、ご了承下さい。

## 7. 火気厳禁

病室は火気厳禁となっております。

## 8. 禁煙について

★ 当院は敷地内全面禁煙です。

たばこに起因する危険

- 人体への影響
- 火災発生への懸念など



※平成15年5月1日施行の受動喫煙の防止を定めた健康増進法に伴い、平成20年4月1日より、すべての職員・患者さんを含め禁煙活動へのご協力をお願い致します。



## 9. 飲酒について

- ★ 院内風紀や治療を行うという観点から、飲酒および酒類の持ち込みについても固く禁じております。また、外出・外泊等の飲酒もご遠慮下さい。

## 10. 電化製品持込みについて

- ★電化製品の持込みは、原則として禁止しております。

どうしても必要な場合（仕事上、不安軽減等のためなど）は、当院指定の「物品持込み許可願」記入の上、病院長の許可が必要となります。

- ★携帯電話については持ち込み可能です。

携帯電話（PHSを含む）のご使用については、各病棟内でマナーモードに切り替えるか、電源をお切り下さい。通話が可能な場所はデイルームと個室となり、それ以外の場所での通話は、ご遠慮願います。メールのご使用に制限はありませんが、医療機器の半径1メートル以内でのご使用は、ご遠慮下さい。

※通話は他の方のご迷惑にならないように、周囲の状況にご配慮願います。

万一、苦情報告がありました場合は、ご使用を停止していただく事があります。

## 11. 病院内での撮影・録音等の禁止について

- 患者様や職員のプライバシーおよび病院内における個人情報を守るため、病院内において写真撮影（動画を含む）や録音、またブログ等に投稿することは原則禁止しております。



# 入院費について

## 1. 医療費

各病棟に医事課担当者があります。ご不明な点等がございましたら、お声掛けください。

1) 医療費（各保険の負担割合により請求致します）

1ヶ月（30日間）の入院費用の目安は下記のとおりです。（食事代、病衣代を含みます）

一般（70歳未満） （3割負担）	老人医療（70歳以上） （1割負担・2割負担）			老人医療 （3割負担）
	一般	減額認定区分Ⅱ	減額認定区分Ⅰ	
40万～50万 ※手術等を行った 場合15万～30万 の負担増となる	11～13万	5～7万	3～5万	15～35万円

★高額療養費制度利用（詳細は下記の①若しくは②をご参照ください）

①70歳未満の方（12頁）、②70歳以上の方（13頁）

制度の利用については保険者窓口への申請が必要です。

\*詳しくは本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者へお尋ねください。

2) 個室利用

個室利用を希望なされる場合は、下記の部屋代を負担して頂きます。

### 料金表

金額（税込み）（1日当たり）	病棟（病室数）	
6,000円部屋	新館2階	(211～225号室／12室)
	新館3階	(311～323号室／7室)
	新館4階	(411～423号室／7室)
	新館5階	(512～521号室／4室)
11,000円部屋	新館5階	(511号室／1室)

3) 入院費は、月末締め翌月（10日）請求となっております。

毎月10日（日曜・祝日の場合はその前日又は翌日）に請求書を配布いたします。

本館1階自動精算機で毎月20日までにお支払下さい。

4) 退院される方は、退院時に請求書をお渡しいたします。

当日、本館1階自動精算機でお支払下さい。

5) クレジットカードによるお支払いについては、

本館1階会計窓口へお支払カードをご提示下さい。

\*詳しくは本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者へお尋ねください。



## 2. 高額医療費負担について

医療費の自己負担額が高額になる場合、家計の負担を軽減するために、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が払い戻される制度です。

事前に保険者から**限度額適用認定証**の交付を受けることで、病院の窓口での支払いを自己負担限度額以内にとどめることもできます。

### 1) 70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：年間所得 901 万円超	252,600 円 +(総医療費－842,000 円)×1%	140,100 円
②区分イ 健保：標準報酬月額 53～79 万円 国保：年間所得 600 万～901 万円	167,400 円 +(総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
③区分ウ 健保：標準報酬月額 28～50 万円 国保：年間所得 210 万～600 万円	80,100 円 +(総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
④区分エ（～年収約 370 万円） 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：年間所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400 円	24,600 円

#### <多数該当について>

高額療養費として払い戻しを受けた月数が 1 年間（直近 12 ヶ月間）で 3 月以上あったときは、4 月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

なお、70 歳以上 75 歳未満の高齢受給者の多数該当については、通院の限度額の適用によって、高額療養費を受けた回数は考慮しません。

※多数該当は同一保険者での療養に適用されます。

（国民健康保険から協会けんぽに加入した場合などは、多数該当の月数に通算されません）

※多数該当は同一被保険者で適用されます。

（退職して被保険者から被扶養者になった場合などは、多数該当の月数に通算されません）

## 2) 70歳以上の自己負担限度額（月額）

※1 世帯全員が①市町村民税非課税者、又は②生活保護法の要保護者であって、自己負担限度額、食事標準負担額の減額により保護が必要でなくなる者。

※2 世帯全員が「低所得者Ⅱ」に該当し、さらにその世帯所得が一定基準以下。

適用区分	外来	外来+入院
	(個人ごと)	(世帯ごと)
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	<b>252,600円</b> +(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円(※2)>	
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	<b>167,400円</b> +(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円(※2)>	
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	<b>80,100円</b> +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	
課税所得 145万円未満の方 (※1)	<b>18,000円</b> (年間の上限 144,000円)	<b>57,600円</b> <多数回 44,400円 (※2)>
Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)		15,000円

### <転院されてくる患者様へ>

同一月、同一世帯での医療機関への支払った自己負担額が限度額を超えた場合は、世帯内（通院については個人ごと）で合算することができ、払い戻しを受けられます。

\*詳細は管轄の市町村か**本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者**までお声掛け下さい。

### 3) 入院時の食費のご負担について

平成30年4月1日から、健康保険法等に基づき入院中の食事代金  
変更となります。

ご負担いただく【1食当たりの負担額】

	区分	平成30年4月～
①	一般の方	460円
②	住民税非課税の世帯に属する方 (③を除く)	210円
③	②のうち、 所得が一定基準に満たない方など	100円

◆上記②③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する限度額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

ご不明な点がございましたら、各病棟の事務担当者にお気軽にご相談ください



#### 4) 光熱水費のご負担について

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している 65歳以上の方	平成30年4月～
・療養病床※1④ 新館3階病棟 新館4階病棟 新館5階病棟	370円

※1 病床区分（医療法で5つに分けられる）

①精神病床 ②感染症病床 ③結核病床 ④療養病床 ⑤一般病床  
診療報酬上の区分としては、病棟すべて回復期病床となります。

◆医療保険と介護保険の公平性の観点から、医療療養病床に入院している65歳以上の方の光熱水費の負担額が変わります。この見直しは、介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者・境界層該当者については、引き続き負担を求めません。

<<境界層該当者とは>>

「限度額適用・標準負担額減額認定」の低所得者の適用を受けることにより、生活保護を必要としなくなる方のことを指します。詳しくはお住いの市区町村へお問い合わせください。

※65歳未満の方や、一般病床等に入院されている方は対象外です。

ご不明な点がございましたら、各病棟の事務担当者にお気軽にご相談ください



## 5) 病衣について

当院は 2020 年 7 月より、

「完全私服」となっており＜病衣＞はございません。

入院中に下記理由が生じた場合は、病院指定着（別途料金発生）で対応いたします。

- (1) 汚れ・感染などで私服が不足した場合。
- (2) 治療・症状変化などで私服が適さない場合。
- (3) 手術専用着を必要とする場合（手術前後の数日間）。

●私服レンタルプラン同意書をご提出ください。

ご請求は、入院費と一緒に清算させていただきます。

※月越え、請求書発行後の変更・払い戻しは致しかねますのでご了承ください。

## 6) 病院手持ちのおむつ・食事用エプロン使用時の料金負担について

当院では、おむつはずしを心掛けております。また、食事の際に着用が必要な方には衛生面を考慮して食事用使い捨てエプロンをやむを得ず使用させて頂く場合がございます。その際は、おむつ・食事用使い捨てエプロンの管理はご家族様にお願いしておりますので、不足のない様にご準備をお願い致します。尚、不足が生じた場合は、病院指定を使用させて頂き、実費のご負担をお願いしております。

その際、入院料とは別に料金が発生します。

※おむつ・食事用使い捨てエプロンは一袋単位での購入となります。

ご請求は、入院費と一緒に清算させていただきます。

※月越え、請求書発行後の変更・払い戻しは致しかねますのでご了承ください。

## 7) 退院について

退院は原則午前 9 時 30 分となっております。

時間までに荷物の整理、お支払いなどをお済ませ下さい。

## 8) その他

- (1) 患者様からの心付けは一切ご辞退申し上げます。ご協力お願いいたします。
- (2) 備品・物品を破損した場合は、実費を徴収することもあります。

### 3. 保険証の提示

- (1) 入院日には必ず保険証(介護保険証含む)をご提示ください。
- (2) 入院中は、毎月1回忘れず本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者へご提示ください。
- (3) 下記保険証等を取得された場合及び保険証の変更があった場合、速やかに本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者へご提示ください。
- (4) 保険証の切替中の場合も、本館1階受付若しくは各病棟の事務担当者へご提示ください。

※入院診療費算定後(請求書発行後)の届出については変更・払戻致しかねます。

#### <保険手帳>

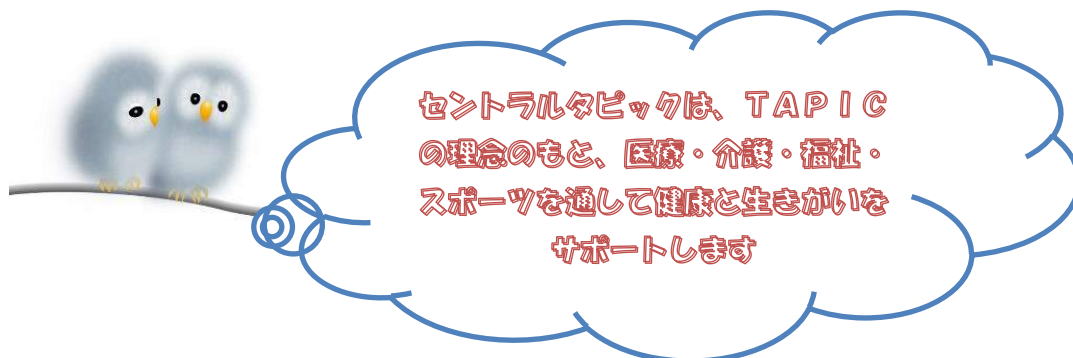
- ・国民健康保険被保険者証(国保)
- ・国民健康保険退職被保険者証(国保)
- ・健康保険被保険者証(社保) \*カード式もあります。
- ・市町村職員共済組合・組合員証(社保)
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・国民健康保険高齢受給者証(国保) \*70歳以上~75歳未満
- ・健康保険高齢受給者証(社保) \*70歳以上~75歳未満

#### <限度額適用認定証>

- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(国保) \*高齢者以外の場合
- ・健康保険限度額適用認定証(社会保険にも適用あり)

#### <その他保険>

- ・特定疾患医療受給者証(一部自己負担)(全額自己負担)
- ・介護保険被保険者証・身体障害者手帳
- ・自賠責保険(交通事故)・労働災害保険
- ・育成医療・更生医療・那覇市重度・結核予防法・生活保護法など。





# 患者の権利・職員の倫理

## 1. 個人情報保護について

### 患者様の個人情報の保護について

当院では、患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者様の個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

#### ★個人情報の利用目的について

当院では、患者様の個人情報を別記の目的で利用させていただいております。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様からの同意をいただくことしておりますのでご安心ください。

#### ★個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当院では、患者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点については、窓口までお気軽にお尋ねください。

院 長

### 【別記】

#### 当院における患者様の個人情報の通常の利用目的

##### 【病院での利用】

- ◆ 患者等に提供する医療サービス
- ◆ 医療保険事務
- ◆ 患者様にかかわる管理運営業務のうち、
  - －入退院等の病棟管理
  - －会計・経理
  - －医療事故等の内部的報告
  - －当該患者様の医療サービスの向上



### 【院外への情報提供】

- ◆ 患者様等に提供する医療サービスのうち、
    - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
    - －他の医療機関等からの照会への回答
    - －患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
    - －検体検査業務の委託その他の業務委託－家族様等への病状説明
  - ◆ 医療保険事務のうち、
    - －保険事務の委託
    - －審査支払機関へのレセプトの提出
    - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - ◆ 企業等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、企業等への診断結果の通知
  - ◆ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 【その他】
- ◆ 医療機関等の管理運営業務のうち、
    - －医療・介護サービスや業務の維持
  - ◆ 改善のための基礎資料
    - －当院内において行われる医療実習への協力
    - －医療の質の向上を目的として当院内で行われる症例研究
    - －外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出下さい。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更することが可能です。

平成 24 年 10 月 1 日改訂

## 2. 職業倫理指針

1. 私たちは、患者様とその家族様の人格を尊重し、奉仕します。
2. 私たちは、患者様の知る権利と自己決定の権利を尊重し、擁護します。
3. 私たちは、患者様のプライバシーを尊重し、個人情報保護に努めます。
4. 私たちは、常に自らも研鑽に努め、安心して信頼される最善の医療が提供できるように心がけます。
5. 私たちは、互いに専門性を尊重し、尊敬し合い、良い協力関係を築き、最善の医療の実施に向け、チーム医療を推進します。
6. 私たちは、医療従事者としての自覚と責任を持ち、医療の公共性を重んじ、地域貢献に努めます。
7. 私たちは、常に患者様の権利とプライバシーを尊重し、人間を直接対象とした医療及び医学の研究を行います。

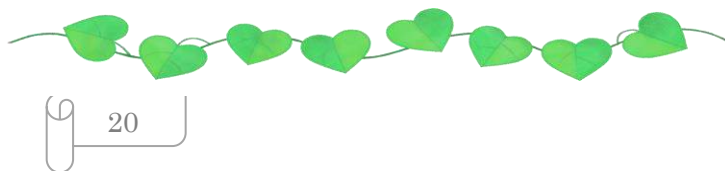
### 3. 患者様の権利・患者様の責務

#### 〈患者様の権利〉

1. 良質な医療を受ける権利  
差別されることなく、良質で最善の医療を公平に受ける権利があります
2. 選択の自由・自己決定の権利  
治療方法やケアの内容などを自らの意思で選択し、決定する権利があります
3. 情報に対する権利  
自己に対する情報が提供されること、判断に必要な医学的な情報が提供されること  
セカンドオピニオンが受けられることなど病気や治療について、納得できるまで十分な説明と情報  
提供を受ける権利があります（ただし、病状への悪影響や記録に含まれる第三者についての秘密漏  
えいの恐れがあると判断される場合は提供されないこともあります）
4. 守秘義務に対する権利  
個人情報やプライバシーが守られる権利があります
5. 尊厳に対する権利  
一人の人間としての尊厳を保ち、その人格や価値観などを尊重される権利があります
6. 宗教的支援に対する権利  
患者さんは、信仰する宗教の聖職者による支援を含む、精神的、道徳的慰問を受けるか受けないか  
決める権利があります
7. 他の意見を聞く権利  
診断や治療について、他の医師の意見を聞くことができます

#### 〈受診される方やご家族の責務〉

1. 良質な医療が受けられるよう、健康に関すると思われる情報を医療提供者に対し、正確に伝えてく  
ださい
2. いかなる理由があろうとも他の患者様や医療従事者への暴言・暴力行為は許されることではありま  
せん。社会人として節度のある行動を望みます
3. 診療に要する費用について、説明を受けることができるとともに、医療費を適正に支払う責務があ  
ります



## 医療法人タピック（TAPIC）の理念

- T) Total[総合性] : 患者さんを心と体、社会性という総合的な存在として捉える総合医療
- A) Academic[探求性] : 未踏の分野を目指し探求する専門家集団
- P) Popular[患者の立場] : 原点は病む心への援助
- I) International[国際性] : 視界をアジア・世界に向ける
- C) Centurial[21世紀にふさわしい] : 新世紀の担い手

### 〈医療法人タピックが目指す7つのリハビリテーション〉

総合リハビリテーション：子どもから高齢者まで、亜急性期から回復期・在宅までにわたるリハビリテーション

地域リハビリテーション：病院、老健、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターを中軸に諸機関と手をつなぎ、障害を持っても地域で安心して暮らせる地域医療システム

自然リハビリテーション：沖縄の海洋資源などの自然と農・漁業を活用するリハビリテーション技術の創出

心理リハビリテーション：障がいを持った人の心の側面を重視した心理サポートシステム

国際リハビリテーション：リハビリテーションを通してアジア・世界の人々につながる国際交流と人材育成

旅行リハビリテーション：旅は、脳とところと体を同時に活性化する。空間移動の喜び、自信の回復と新たな出会いの場

スポーツリハビリテーション：運動能力向上効果と愉しみ。健康保持、病気予防の武器となり、認知症とがん発症の抑制。生活の軸、人生の支える